

# サン共同通信

2025年

## Topics 注目トピック

- 税制 会社設立の費用面でのメリットとは？ 後編
- 融資 信用保証協会 2025年2月末頃から取扱い開始となる新制度を紹介
- 社保 優良企業の認定（えるぼし認定）について
- メディア実績

2  
月号



会社設立の費用面での  
メリットとは？

サン共同税理士法人  
送別会写真



近藤 昂

## 会社設立の費用面でのメリットとは？ 後編

### 前編

- 会社設立の前に考えるべきこと
- 費用に関する会社設立の6つのメリット

前編は[サン共同通信2025年1月号](#)にてご覧いただけます。

### 費用に関する会社設立の3つのデメリット

会社は設立時だけでなく、継続しているだけでかかるコストがあります。事前にシミュレーションをしておかなければ、後から資金不足に陥りかねません。従業員の人数に関わらず、社会保険料の加入義務や、会計処理が複雑になる点もデメリットです。

### 設立にも維持にもコストがかかる

会社設立には、コストがかかります。株式会社を例に見てみましょう。

- 収入印紙代：4万円
- 定款の認証手数料：3～5万円
- 謄本の発行手数料：約2,000円
- 登録免許税：一般的には15万円

上記の金額を合計すると、設立時には約25万円の費用がかかります。あわせて、毎年赤字であっても住民税の均等割りを支払わなければなりません。住民税の金額は、資本金等、従業者数によって異なります。

以下は、特別区内（東京23区内）にのみ事務所等を有する法人の都民税均等割の税率表です。

資本金等の額	特別区内の 従業者数	主たる事務所等が所在する 特別区（道府県分＋特別区分）	従たる事務所等が所在する 特別区（特別区分）
公共法人、 公益法人等など	-	70,000円	50,000円
1,000万円以下	50人以下	70,000円	50,000円
	50人超	140,000円	120,000円
1,000万超 1億円以下	50人以下	180,000円	130,000円
	50人超	200,000円	150,000円
1億超 10億円以下	50人以下	290,000円	160,000円
	50人超	530,000円	400,000円
10億超 50億円以下	50人以下	950,000円	410,000円
	50人超	2,290,000円	1,750,000円
50億円超	50人以下	1,210,000円	410,000円
	50人超	3,800,000円	3,000,000円

※「主たる事務所等」とは、都内における主たる事務所等を指す。東京都以外の道府県に本店のある法人については、都内の事務所等の一つを「主たる事務所等」とし、それ以外の都内の事務所等を「従たる事務所等」とする。

参考：均等割額の計算に関する明細書（第6号様式別表4の3）記載の手引

## 社会保険への加入が義務づけられている

---

会社設立をしたら、従業員の人数に関わらず、社会保険に加入しなければなりません。加入すべき保険は、5つです。

1. 健康保険
2. 介護保険
3. 厚生年金保険
4. 雇用保険
5. 労災保険

健康保険と厚生年金保険料は、会社負担分があります。保険料は、給与の金額により変動するものの、国民健康保険や国民年金保険料と比べて高額です。

会社設立後は、保険料を毎月支払わなければなりません。事前にコストシミュレーションを行い、支払う金額を意識しておきましょう。

社会保険料に関する支払いに加えて、加入手続きや保険料の算定など、付随する事務手続きが増えます。1人の法人であっても、必ず発生する作業です。会社を設立した場合、社会保険料の費用と事務手続きの負担が発生する点がデメリットです。

## 会計処理が複雑である

---

経費の幅が広がるのは、会社設立の費用メリットです。反面、経費として算入するために、正しい会計処理をしなければなりません。個人事業主であれば、確定申告のときにまとめて処理する人も多いでしょう。しかし、会社を設立したら、会計ルールにのっとった処理が必要です。

会計処理は、間違えると納税額が変わってしまうため、正しい処理が求められます。そこで、最初は税理士など会計の専門家へ相談するのがおすすめです。専門家へ相談すると、正しい節税方法のアドバイスや、社会保険の手続き方法などを相談できます。

サン共同には経験豊富な税理士が多数在籍しています。会計・税務に関するさまざまなサポートが可能なので、ぜひお気軽にご相談ください。

## ■ 会社設立の流れと費用

会社設立には、6つのステップを踏みます。

1. 会社の概要を決める
2. 印鑑を作成する
3. 出資金の払い込みをする
4. 設立関係書類を作成する
5. 公証人役場で定款を認証してもらう
6. 設立登記の申請をする

なかでも、会社の概要は、今後の事業運営において必要な基本事項です。慎重に検討してから先のステップへ進みましょう。

### 会社の概要を決める

---

会社設立を決めたら、最初に会社の概要を決めます。取り決めた内容を元に会社を運営していくので、非常に重要な工程です。概要には、以下のような項目があります。

- 目的：事業内容
- 商号：会社名
- 本店の所在地
- 資本金の金額
- 1株あたりの金額
- 発起人の氏名または名称および住所
- 発行する株式の総数
- 持ち株比率
- 株主総会の招集
- 取締役会の設置有無
- 事業年度
- 会社設立日
- 役員の構成
- 取引する金融機関

発起人が複数いる場合は、発起人全員の同意が必要です。決めた概要は、会社設立に必要な書類のひとつである定款に記載します。そのほかにも、最初に決めておくべき経営ビジョンや会社のルールを話し合っておくことで、以降の作業がスムーズに進みます。

## 印鑑を作成する

概要を決めたら、会社の印鑑の作成です。印鑑は、会社設立の登記申請を行うときに届け出るため、会社名を決めてすぐに注文します。会社設立の手続きが終わった後、銀行口座や書類の作成に、印鑑の必要な場面が出てくるはずですが、事前に以下の印鑑をそろえておくといでしょう。

印鑑の種類	特徴
会社代表印 (会社実印)	法務局に届け出た会社の実印 サイズに規定があり、直径10mm～30mmのサイズ 重要な契約書や税務申告書などの法的文書に使用
社判（角印）	認印の役割を持つ会社の印鑑 印鑑登録なしで利用可能 請求書・注文書・領収書など、日常的に使用
銀行印	金融機関とのやりとりに必要 丸い印鑑の真ん中に「銀行之印」と記載 口座開設・小切手・手形の振り出しなどに使用
ゴム印	会社名・代表者名・所在地・連絡先を記載したもの 契約書・請求書などの住所欄などに使用

近年は、上記に加えて、電子印鑑をそろえる会社もあります。必要に応じた準備をしましょう。

## 出資金の払い込みをする

出資金は、発起人の1名が持つ銀行口座に払い込みます。この払い込んだ金額が資本金です。

1名で会社を設立する場合は、自分から自分あてに払い込み、払込証明書は保管しておく必要があります。資本金の金額は、最低1円以上であれば、いくらでも構いません。しかし、資本金の額が、そのまま会社の信用度に影響します。

国税庁の会社標本調査によると、200万～500万円程度を資本金とする会社が多いようです。なお、業種により、最低資本金額が定められている業種があります。たとえば、以下のような業種です。

- 旅行業：300万円
- 一般建設業：500万円
- 有料職業紹介：500万円以上
- 人材派遣業：1,000万円以上

会社の目的により、最低資本金が異なるため、事前に調べておきましょう。

参考：[令和3年度会社標本調査](#) | 国税庁

## 設立関係書類を作成する

---

次に、設立関係書類を作成します。必要な書類は以下の通りです。

- 登記申請書
- 登録免許税の収入印紙を貼付した台紙
- 登記すべき事項
- 定款
- 取締役の就任承諾書
- 資本金の払込証明書
- 印鑑（改印）届出書

なかでも、もっとも記載事項の多い書類が定款です。定款は、会社の基本となる事項を記載した書類のことで、別名「会社の憲法」とも呼ばれています。会社設立の後、基本方針として利用していく書類のため、漏れや誤りなく作成しましょう。

定款に記載する内容は、初めに検討した会社の概要で取りまとめた項目です。必ず記載しなければならない「絶対的記載事項」5項目と、書くことで法的効力が生まれる「相対的記載事項」は、記載することでトラブル防止につながります。

## 公証人役場で定款を認証してもらう

定款が完成したら、公証役場で定款を認証してもらいます。

定款認証とは、定款が、正当な手続きにより作成された書類である旨を証明することです。紙で定款を準備する場合は、公証役場へ保管用、会社設立の登記申請に提出用と会社保管用に1通ずつの合計3通を準備します。

提出先は、本店所在地を管轄する公証役場です。定款認証に必要な費用は、以下の項目があります。

定款認証に必要な費用の明細	金額
定款認証手数料	資本金 100 万円未満=3 万円 資本金 100 万～300 万円=4 万円 その他の場合=5 万円
公証役場が保管する 定款に貼り付ける収入印紙	4 万円
謄本作成料	約 2,000 円

近年は、電子申請による認証手続きが可能です。電子申請を利用すると、公証役場が保管する定款に貼り付ける収入印紙4万円が不要かつ、準備する定款は1通で済みます。

## 設立登記の申請をする

最後に、法務局で設立登記の申請をします。原則、出資金の振り込みから2週間以内に設立登記をしなければなりません。設立登記の申請は、代理人による手続きも可能です。

登記申請に必要な書類は以下の通りです。

- 登記申請書
- 登録免許税の収入印紙を貼付した台紙
- 登記すべき事項
- 定款認証を受けた定款の謄本
- 取締役の就任承諾書
- 資本金の払込証明書
- 印鑑（改印）届出書

登録免許税は、15万円です。15万円分の収入印紙を貼り付けた台紙を準備します。資本金の払込証明書は、3つ目のステップで自分の口座に資本金を振り込んだときの払込証明書です。登録申請書を提出した日が会社の設立日になります。

法務局へ提出してから、何事もなければ約1週間で手続きが完了です。

## ■ 会社設立と費用の関係についてのよくある質問

Q. 会社設立にはどれくらいの費用がかかりますか？

A. 会社設立には、約25万円かかります。会社の種類別の費用内訳は以下の通りです。

	株式会社	合同会社
収入印紙代	4万円	4万円
定款の 認証手数料	3～5万円	なし
謄本の 発行手数料	約2,000円	約2,000円
登録免許税	15万円または1,000分の7の高いほう	6万円または1,000分の7の高いほう
合計	24万2,000円	6万円

合同会社は定款認証が不要です。

参考：No.7191 [登録免許税の税額表](#) | 国税庁

Q. 会社を設立することでどのような費用を節約できますか？

A. 会社設立により、経費の範囲が広がるなどを利用した正しい節税ができます。広がる経費の範囲や、課税所得の計算ルールの違いは以下の通りです。

- 法人から給与を受け取ることで、給与所得控除が適用
- 住宅を社宅として利用し、家賃を経費として算入できる
- 欠損金を10年間繰り越せる
- 個人事業主・法人別々に消費税の免税期間があるため、最長4年間の消費税が免税
- 手伝いをした家族へ給与を支払うことで、所得税を節税できる

個人事業主の場合、収入をそのまま課税所得として計算しなければなりません。しかし、会社設立により、所得税や法人税が節約できます。

## ■ 会社設立と費用のことでお悩みならサン共同税理士法人へ

会社設立による費用メリットとデメリットを解説しました。会社設立の前に、起業の必要性和理由をしっかりと検討しておくことで、後悔がありません。会社を設立すると、個人事業主のときに比べて経費算入の範囲が広がり、法人税の税率による節税ができるため、費用メリットが期待できます。

会社を維持するためには、メリットだけではありません。社会保険の加入義務や、法人住民税など、赤字の場合も支払わなければならない税金があります。会社設立に迷う場合は税の専門家である税理士への相談がおすすめです。税理士へ相談すれば、現状をヒアリングのうえ、適切なアドバイスを受けることができます。

会社の設立を決めたら、豊富な経験を生かした概要検討のお手伝いや、書類作成・助成金申請などまでワンストップで対応可能です。会社設立は、大きな決断です。専門家へ相談し、後悔のない起業を実現しましょう。



## 日本政策金融公庫 経営者保証免除特例制度とは

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、企業の経営課題は、売上減少から人手不足・賃上げ・原材料費の高騰などへの対応へとシフトしています。こうした状況を受け、各種資金繰り支援策も見直され、経営改善・再生を含む多様な経営課題に対応できるように調整が進められております。「**協調支援型特別保証**」は経営課題の解決と経営基盤の強化を目的とした制度です。「**経営改善サポート保証**」は、資金繰りの抜本的な見直しを通じて経営の安定化を図ることを目的としています。いずれの制度も「**2025年2月末**」頃から取扱い開始予定です。

制度名	保証上限額	据置期間	既存融資の借換	制度概要
協調支援型 特別保証	2.8億円	1年以内（設備資金） 3年以内（運転資金）	×	金融機関の <b>プロパー融資と保証付融資を組み合わせること</b> などにより、人手不足等の多岐にわたる <b>経営課題解決</b> への取組みを後押しする制度
経営改善 サポート保証	2.8億円	最大3年以内	○	<b>経営改善計画策定支援事業等（※1）</b> で策定した計画の実行に必要な資金を保証付融資で支援する制度

（※1）早期経営改善計画等の策定にあたり認定経営革新等支援機関（税理士など）の支援を受けて資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランといった内容の改善計画を策定する際、その費用の2/3が補助されます。

（※2）制度の詳細につきましては下記公式HPをご参照くださいませ。

[中小企業庁：資金繰りにお悩みの皆様へ](#)

## 日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2025年2月3日時点
一般貸付の基準金利	2.50～3.60%	2.60～3.70%
創業融資の基準金利	2.60～3.70%	2.7～3.80%

松橋良枝

## 優良企業の認定（えるぼし認定）について

「えるぼし認定」という言葉を聞いたことがありますでしょうか。

厚生労働省のえるぼし認定制度を取得すると、下記の制度を活用できます。

- 1 賃上げ促進税制
- 2 公共調達における加点評価
- 3 日本政策金融公庫の融資制度 など

今回は、えるぼし認定の概要及び上記制度を簡単にご説明いたします。

### 1. えるぼし認定とは

#### (1) 概要

厚生労働省が女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる企業を認定する制度です。女性活躍推進法に基づき、一定の基準を満たした企業に対して与えられる認定で、企業の女性活躍推進の取り組みを評価し、見える化することを目的としています。

#### (2) えるぼし認定までの流れ

##### ① 一般事業主行動計画を策定・届出

- ステップ 1. 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析
- ステップ 2. 一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表
- ステップ 3. 一般事業主行動計画を策定した旨の届出

##### ② 女性活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について、「女性の活躍推進企業データベース」や自社のホームページ等に公表します。

常時雇用する労働者が101人以上の事業主は義務、100人以下の事業主は努力義務となっており、常時雇用する労働者数の規模に応じて、下記の項目のうち一定項目以上を公表します。

- 男女の賃金の差異
- 採用した労働者に占める女性労働者の割合
- 労働者に占める女性労働者の割合
- 管理職や役員に占める女性労働者の割合
- 男女の平均継続勤務年数の差異
- 男女別の育児休業取得率
- 労働者の一月当たりの平均残業時間
- 有給休暇取得率 など

### ③えるぼし認定申請

行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。なお、認定の段階は、評価基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

#### 【認定段階】

<p>えるぼし (3段階目)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち<b>全て</b>を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。</li> </ul>
<p>えるぼし (2段階目)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち<b>3つ又は4つ</b>を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。</li> <li>• 満たさない基準については、専業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</li> </ul>
<p>えるぼし (1段階目)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち<b>1つ又は2つ</b>を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。</li> <li>• 満たさない基準については、専業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</li> </ul>

**【認定基準】**

以下の5つの評価項目があります。

1. 採用（女性の採用比率）
2. 継続就業（女性の勤続年数や離職率）
3. 労働時間等の働き方（残業時間や有給取得率）
4. 管理職比率（女性管理職の割合）
5. 多様なキャリアコース（女性の職種変更・キャリア形成の機会）

**④認定後の公表・活用（認定マークを活用）**

認定を受けた後も毎年少なくとも1回、「女性の活躍推進企業データベース」において公表することが必要です。また認定を受けた企業は「えるぼし」認定マークを取得し、名刺や求人広告、パンフレットなどに使用可能となります。

参考：[厚生労働省：女性活躍推進法に基づくえるぼし認定 プラチナえるぼし認定のご案内](#)

**2. 賃上げ促進税制**

子育てとの両立支援や女性活躍支援を行った場合に、一定の要件を満たすことで税額控除率5%上乘せすることができます。

参考：[経済産業省：令和6年度税制改正「賃上げ促進税制」パンフレット](#)

**3. 公共調達における加点評価**

総合評価落札方式又は企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）などを加点評価するよう定められましたので、有利になる場合があります。

## 4. 日本政策金融公庫の融資利用

行動計画の策定や「えるぼし」認定を取得した企業は、日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を通常よりも低金利で利用することができます。

## 5. 最後に

認定を受けると、認定マークを受けことができ、それを名刺やHPに記載することができます。

「女性の活躍を推進している事業主」として求職者にアピールことができ、優秀な人材の確保につながり、また女性が働きやすい職場として認知され企業のイメージの向上などにもつながることが期待できます。

認定取得によるメリットが色々ありますので、一度ご検討されるのもよいかもしれません。

メディア実績

ラジオ出演



ラジオ日本  
トラック王国の「Boo!Boo!Boo!」に  
近藤が出演  
(2025年1月)

YouTube

■コラボレーション動画



フリー株式会社代表  
佐々木大輔社長  
(2024年1月)

動画を再生 ▶



株式会社識学  
安藤広大社長  
(2024年4月)

動画を再生 ▶



■ゲスト出演動画  
ビジネスおたくチャンネル  
ゲスト出演(2023年12月)

動画を再生 ▶

新刊書



会計事務所のDXの進め方

2024年10月10日(木)発売

事前準備からロードマップ、業務別のデジタル化まで、税理士事務所・会計事務所のDXの実践的進め方を解説!「現状分析シート」や「業務見直しステップ」等、あると便利な付録つき!!

ご購入はこちら ▶

セミナー



フリー株式会社主催節税対策セミナーに  
経営者のアドバイザーとして  
近藤が登場  
(2024年6月)



フリー株式会社主催税務調査セミナーに  
経営者のアドバイザーとして  
近藤が登場  
(2024年7月)



フリー株式会社とエンジョイント税理士  
法人との共催セミナーに  
代表税理士 朝倉とCTO・  
税理士 宮川 大介が登場  
(2024年7月)

取材など



FIVE STAR MAGAZINE  
(2024年1月)



税界タイムズ  
(2024年2月)



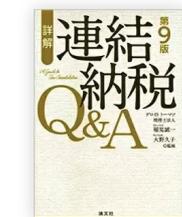
BIZUP  
(2024年2月)

書籍



2023年12月発行

ご購入はこちら ▶



D3 BAR LOUNGE



D3 六本木 BAR LOUNGE  
〒106-0032  
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F  
03-6868-4784



起業をお考えの方

お客様紹介特典！

税理士変更をご検討の方



Amazonギフト券  
最大5万円分  
プレゼント！

特典へのエントリーは、  
弊社担当者にご相談ください。

詳細を見る >



YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

チャンネルを見る ▶



# コンテンツガイドライン

当冊子のコンテンツは皆様への情報提供として細心の注意を払っておりますが、関連法令およびその他の有効な典拠に従い例示の事例について作成時点における一般的な解釈について述べたものであり、専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。

また、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。

当冊子のコンテンツ公開後、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。よって、貴殿（貴社）の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、適切な専門家にご相談ください。サン共同税理士法人グループは当冊子のコンテンツに依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また、当社は事前に通知することなく当冊子に掲載した情報の訂正、修正、追加、中断、削除等をいつでも行うことができるものとします。

サン共同税理士法人グループ コンテンツに関する問合せ窓口

メールアドレス：[support@san-kyodo.jp](mailto:support@san-kyodo.jp)



2025-

2

月号

vol.33

# SANKYODO

ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています!質問箱も受け付けているので税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひフォローしてください!

## 拠点一覧

### 青山オフィス

〒107-0062  
東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15F

### 北千住オフィス

〒120-0034  
東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10F

### 八王子オフィス

〒192-0081  
東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4F

### 横浜オフィス

〒220-0012  
神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19F

### 大阪オフィス

〒530-0001  
大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15F

### 沖縄オフィス

〒901-2227  
沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオススクエア2-D